

# 小松崎 ふみよし

## 政策ジャーナル Journal

行動派宣言！



# 行動派宣言

Vol.67

KOMATSUZAKI FUMIYOSHI  
2015

みなさんの広い意見を募集しております。



## ご挨拶

平成27年はお陰さまで、4月の当選後は議会運営委員長。会派では幹事長として、活動をさせていただき、多くの経験をさせていただきました。今回は議会運営委員長の役割、そして会派の幹事長の業務を通じての視点から、年末に行われた第4回定例会で議論され、採決までの過程も含めて主な内容についても説明させていただきます。

## 自由民主党千葉市議会議員団幹事長とは・・・

肩書きで見ると偉いのかな、思われがちですが、実際には会派内の日程調整、市当局からの日々の報告（これはありがたいのですが一番つらいです、不祥事、速報はいいのですが、カンガルーの赤ちゃんが生まれても携帯電話が鳴ります。多い時で10件以上きます。）を会派議員への伝達方法を判断する連絡係です。自分の感覚で、緊急度が低ければ机上配布、必要性が高ければメールとFAX。更に重要度が高いと幹事団（現在は松坂副幹事長、中島相談役、岩井会計の3人）で手分けして電話を掛け、FAXを見るように促します。判断を誤るともっと早く知らせたかった等のご意見を戴きます。また緊急時は会派議員の日程を調整して会議を行います。このように、議会がない時でもほぼ毎日議会に行くこととなります。



## 平成27年度 第4回定例会での市長提出議案について

平成27年11月27日～12月16日

### ～疑問を感じるが要望をした上で賛成した例～

議案第159号・平成27年度千葉市一般会計補正予算のうち生活保護について。

○生活保護について、当局が不正受給対策や医療費の適正化に努めている状況は確認できたが、今後もこれらの取り組みをさらに推進していくよう要望。

また、生活保護事業費国庫負担金償還金についても、来年度予算編成においては、増え続ける保護費を十分に見積もり、今後、安易な補正を行う必要がないように適切に措置することを要望したうえで賛成。

議案第168号・千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

○稲毛海岸5丁目南地区計画の中で、南側に高い建物が建つ可能性を残したままの不自然な高さ制限ではあるものの、北側隣接地の良好な低層住宅地の住環境を守るためのものとのことであり、将来、南側の敷地も今回高さ制限を設ける北側の敷地同様、低層住宅地となることを期待し、賛成。

保護が受けられる場合		保護が受けられない場合	
最低生活費		最低生活費	
収入	保護費	収入	

### ～適切な提案である事を評価し賛成した例～

○議案第168号・千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正で高田町地区の地区計画について。現地は誉田駅北口に程近い場所で、計画戸数600戸以上の宅地開発が行われているところだが、今回の変更は、地区内の幹線道路沿いに日常生活に必要な店舗や診療所などを点在させる形で建築可能とするもので、居住者にとって利便性の向上に寄与すると考える、賛成。

### ～非常に残念だが、反対した場合の市民の迷惑を考えてやむなく賛成した例～

○議案第200号・千葉市高洲市民プールほか34施設の指定管理者の指定について

この議案は、前回の5年前の選定に際して、分割すべきであるとの指摘があったにもかかわらず、再び今回の指定管理者の選定に際しても一括公募となっており、当局の説明では、市民サービスの均質性や効率性、経費の節減との理由を述べていたが、これほど大きな単位だと応募は受注経験者か大企業以外応募できない。業務に高等なものは存在しない、地域経済の活性化を考えれば、地元企業も含めて入札出来、ある程度の単位に分割して競争原理が働くようにすることが望ましいと考えている、今回の議案に自民党会派が反対すると否決されることとなる、再公募迄施設が使用出来なくなる、やむなく賛成をするが、この指摘を真摯に受けとめ、次回の選定にはしっかりとした対応をするように強く要望したうえで賛成。



議会運営委員長とは・・・

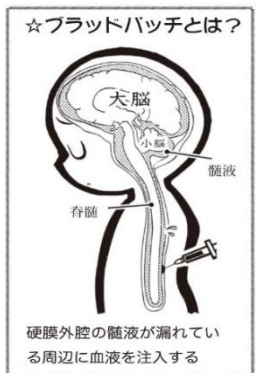
議会運営委員会（会派の人数によって選出された 11 人《自民 4、民主 3、公明 2、共産 2》で行われ、年 4 回開催される議会の運営日程・ルールの確認、懲罰等の問題も取り扱う。また議会運営と共に、決議や意見書（国に対して）を審議しますが、実はこの決議・意見書が一番議員同士で論戦を行い、能力が問われる場面となります。意見書はこの場で過半数の賛成を得られれば採択され、同数の場合は議会運営委員長の判断で決めます。全員賛成だと本会議で議会運営委員長が提案し、一人でも反対者がいると提出会派が提出者となります。



意見書から発議の例①・・・（他の会派が提案し、全員賛成で私が提案理由を説明し全会一致で可決。）

○発議第 12 号・ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書・・・

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等の頭頸部や身体の強い衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、めまい、吐き気等のさまざまな症状が複合的に発症する疾病であり、その症状は外面にはあられなく、医療現場や交通事故等の保険関係者の無理解によって、患者及び家族は肉体的、精神的な苦痛を味わってきている。国は、平成 23 年には、脳脊髄液減少症の一つである脳脊髄液漏出症の診断基準を定め、また、平成 24 年には、ブラッドパッチ療法が先進医療として承認され、平成 26 年 1 月に行われた先進医療会議においては、その有効率は 82%と報告された。



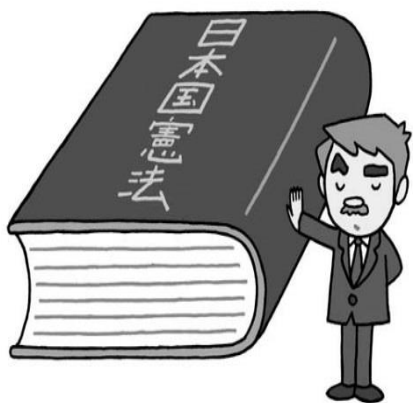
さらに、外傷を機に発生する脳脊髄液の漏れの診断基準の研究がなされているなど、保険適用への環境は整いつつあり、患者及び家族のために早急なブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。本市議会は国に対し、脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法を保険適用すること。厚生労働省の研究事業において、18 歳未満の症例を加えることを強く求める。（提案理由）

意見書から発議の例②・・・（提案は自民党会派だが、全員の賛成が得られず、自民党松坂副幹事長が提案理由説明の例）

○発議第 16 号・国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書・・・

日本国憲法は約 70 年間、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の 3 原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。一方、現憲法が約 70 年前に制定されて以来、我が国をめぐるとの内外の諸情勢は大きく変化している。このような状況のもと、憲法についても、3 原則を堅持した上で、直面する諸課題に的確に対応できる内容であることが求められている。

平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置されており、憲法についての論議が始められており、その内容については、国会だけではなく、主権者たる国民によって幅広く内容が議論されるべきである。本市議会は国に対し、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める。（提案理由）



その後、賛成討論と反対討論が行われ、賛成討論で自民党会派は、あくまでも今回は、憲法の論議と国民的な議論の喚起を求めるといことで、憲法の改正の有無ではない。憲法論では、えてして第 9 条の議論があるが、社会情勢というのは大きく変わってきており、情報化社会や環境問題が取り沙汰される中で、新しいプライバシーの問題や環境権という新たな人権問題が出てきている。

その中で、我が国の憲法というのは、この 70 年間、一切改正されていない。世界の中で言うと、今、日本の憲法は 14 番目に古いと言われている、一度も改正されていない憲法としては世界最古となっている。改正の議論をしてはいけないというのはかえって、言論の封鎖になってしまう。今回の提案は、憲法改正をしましよと求めるものではなく、あくまでも憲法の議論を、現状のままで良い条項と変えるべき条項のしっかりとした、国民的議論を広げたいという趣旨。無事採択されました。

反対討論では「戦争法案」という実際にはない法案名が問題となり、その後の議会運営委員会で審議され、発言の削除を求める声もありましたが、私は議会運営委員長として、削除は求めないが、議会がののしりあいの場所になってはいけないので今後は、慎むべき、促し解決となりました。



小松ふみよし・プロフィール

事務所

昭和 45 年(1970)4 月 30 日生まれ  
稲毛幼稚園卒業（現在、評議員）  
千葉市立山王小学校卒業  
千葉市立積橋中学校卒業  
千葉県立千葉北高等学校卒業  
（現在 同窓会副会長）  
法政大学法学部法律学科卒業  
（現在 校友会千葉中央支部常任幹事）

職歴  
衆議院議員うすい日出男秘書 10 年  
公設第一秘書、事務所責任者を歴任  
千葉市議会議員（稲毛区選出）3 期当選  
（6813 票でトップ当選）  
自民党千葉市蓮青年局長を歴任  
現在  
千葉市社会福祉協議会山王地区部会長

千葉市第 37 地区町内自治会連絡協議会顧問（山王中学校区）  
千葉市少年軟式野球協会顧問  
稲毛区少年軟式野球連盟顧問  
千葉市アーチェリー協会会長  
千葉県美容業生活衛生同業組合（千葉支部顧問）

〒263-0002 千葉市稲毛区山王町 112-1  
電話：043-424-0001 FAX：043-421-6667  
E-mail：fumiyo@joy.hi-ho.ne.jp  
事務所開設時間【水・金】10:00-12:00  
【水】13:00-16:00  
（不在時は小松崎本人の携帯に転送されます）  
お問い合わせ・ご意見お待ちしております。